

○熊本高等専門学校研究紀要発行規則

平成22年9月24日制定
平成23年3月23日一部改正
平成26年3月19日一部改正
平成26年9月16日一部改正
平成27年8月1日一部改正

(目的)

第1条 熊本高等専門学校(以下「本校」という。)の教育・研究活動の活性化を図るとともに、その活動状況を内外に周知させるため、熊本高等専門学校研究紀要(以下「研究紀要」という。)を発行する。

(名称)

第2条 研究紀要の名称は、「熊本高等専門学校 研究紀要」とする。

2 英語名は、「RESEARCH REPORTS OF NATIONAL INSTITUTE OF TECHNOLOGY、KUMAMOTO COLLEGE」とする。

(掲載内容)

第3条 研究紀要の掲載内容は、本校で行われた学術研究及び教育の成果報告(以下「論文等」という。)とする。

(投稿者)

第4条 研究紀要の投稿者は、次の者とする。

- (1) 本校の教職員(非常勤教職員を含む。)
- (2) 本校の学生又は卒業生(本校在籍中に取り組んだ研究内容について執筆した場合。)
- (3) 本校の名誉教授
- (4) その他校長が認めた者

(原稿募集・編集等)

第5条 論文等の原稿募集及び編集等については、総務委員会が行う。

(発行)

第6条 研究紀要は、原則として年に1回発行する。

(著作権)

第7条 研究紀要に掲載された論文等の著作権は著者に帰属するが、著作権のうち、複製権および公衆送信権については本校に帰属するものとする。ただし、著者本人が自らの著作物を利用することはできるものとする。

2 特別な事情により、前項の規定により難しい場合は、著者と協議のうえ措置する。

(公開)

第8条 研究紀要は本校公式Webサイトを利用してインターネット上で公開する。

(事務)

第9条 研究紀要に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、研究紀要の編集等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年9月24日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

○熊本高等専門学校研究紀要編集要項

平成 22 年 9 月 28 日制定
平成 25 年 10 月 10 日一部改正
平成 26 年 9 月 16 日一部改正
平成 27 年 8 月 1 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要項は、熊本高等専門学校研究紀要発行規則第 10 条の規定に基づき、熊本高等専門学校総務委員会（以下「委員会」という。）が行う熊本高等専門学校研究紀要（以下「研究紀要」という。）の編集に関し必要な事項を定める。

(掲載区分)

第 2 条 研究紀要の掲載内容の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 和文論文、和文速報、英文論文、英文速報、調査報告（以下「論文等」という。）
 - (2) 特許・実用新案、科学研究費採択課題一覧、表彰等（以下「資料」という。）
 - (3) その他委員会が特に必要と認めたもの。
- 2 前項の掲載順は、和文論文、英文論文、和文速報、英文速報、調査報告、資料の順とする。
- 3 論文等の分野等の掲載順は、科研費の系・分野・分科・細目表の分類に基づき、総合領域（情報学を除く。）、人文社会科学、数物系科学、化学、生物学、工学の順とする。
- 4 前項の工学分野の掲載順は、応用物理学・工学基礎、機械工学、電気電子工学、土木工学、建築学、材料工学、プロセス工学、総合工学、情報学の順とする。

(書式)

第 3 条 掲載する論文等の書式は、次によるものとする。

- (1) 論文等には、論文等の種類、題目、執筆者名、英文題目、英文執筆者名、英文概要、キーワード、本文、註、参考文献等を記載し、初ページの脚注に執筆者の所属等を明記する。
- (2) 論文等のページ数は、1 件につき、論文は、人文社会科学分野については 6 ページ以上 12 ページ以内、その他の分野については 6 ページ以上 8 ページ以内、速報及び調査報告は 4 ページ以内とする。ただし、委員会が特に認めた場合は、この規定のページ数を超過することができる。
- (3) 前 2 号のほか、論文等の書式の詳細については、別に定める「書式テンプレート（執筆・投稿の手引き）」等に従うものとする。

(募集)

第 4 条 論文等・資料の投稿期限は、9 月 25 日として、委員会が原稿募集を行う。ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、翌月曜日とする。

2 委員会が必要と認めた場合は、一人で投稿できる論文等の数を制限することができる。

(投稿者の責任)

第 5 条 投稿された原稿に関する責任は、基本的に執筆者が負うものとする。

(書式点検)

第 6 条 論文等の原稿については、委員会が以下の書式点検を行う。

- (1) 体裁及び誤字・脱字等の指摘
 - (2) 掲載の可否に関する意見：書式点検者の知見の範囲内で、次の事項に関すると思われる場合に指摘する。
 - ア 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則に抵触する疑いのあるもの。
 - イ その他、研究紀要への掲載が不適切である疑いがあるもの。
- 2 委員会が必要と認めた場合は、委員会以外の者に書式点検を依頼することができる。

(掲載確認)

第 7 条 投稿された論文等は、委員会で書式点検の上、掲載を決定する。

(その他)

第 8 条 研究紀要の編集に関して、本要項により難しいときは、委員会において審議する。

附 則

この要項は、平成 22 年 9 月 28 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 25 年 10 月 10 日から施行し、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要項は、平成 26 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 熊本高等専門学校研究紀要校閲要項（平成 22 年 9 月 28 日制定）は、廃止する。